



例年になく寒さがきびしかった冬も過ぎ、あちらこちらから花の便りが届き、待ちわびていた春の訪れを感じます。あんなに寒かったのに、気がつけばたんぽぽやすみれが、いつもの年と変わりなく可憐に咲いています。雑草はえらいなーと、その生命力の強さには感心させられます。

今回は、特定疾患医療給付について御説明させていただきます。

#### 1 特定疾患医療給付事業とは

原因が不明で治療方法が確率していないいわゆる難病のうち、厚生労働省 が定める疾患を「特定疾患」とよんでいます。

特定疾患については、治療が極めて困難であり、医療費も高額である場合が多いため、医療の確立及び普及をはかるとともに、患者の医療費の負担軽減を目的としています。

現在、ベーチェット病、スモン、全身性エリテマトーデスなど、45 疾患が対象となっています。

#### 2 給付対象になる人は

- ① 群馬県に住民票を持つ人
- ② 対象疾患で病院にかかっている人
- ③ 医療保険に加入しているひと

#### 3 申請方法

必要な書類を整え、住所地の保健福祉事務所に提出してください。

- ① 特定疾患医療給付申請書、同意書(両面印刷になっています)。
- ② 臨床調査個人票
- ③ 生計中心者確認書
- ④ 生計中心者の所得税額等を証明する書類
- ⑤ 世帯全員の住民票

#### 4 承認期間について

保健福祉事務所で申請書を受け付けた日からになります。

## 5 本人負担

- ① 特定疾患で重症認定を受けている方、スモン、プリオン病、劇症肝炎、重症急性膵炎の方は、自己負担はありません。また、市町村民税非課税の方も自己負担はありません。
- ② 上記に該当しない方は、生計中心者の所得税額の状況により段階的に負担限度額が決められています。(AからGの7段階)
  - (1) 入院:食費も含めて月0円～23,100円
  - (2) 入院以外:月0円～11,550円(訪問看護、院外処方による調剤薬局での薬剤費については一部負担は生じません)

\* 対象患者が生計中心者であるときは、自己負担は定められた額の1/2になります。

## 6 その他

- ① 申請が都道府県の審査会で承認されれば、受給者証が交付されます。受給者証が手元に届くまでに、1ヵ月から1ヵ月半かかります。
- ② 受給者証は診察の際、受付で保険証と一緒に提示してください。
- ③ 有効期間は1年間(10月1日から翌9月30日)です。毎年、継続(更新)の手続きが必要になります(必要書類は送られます)。期間の終了した受給者証は保健福祉事務所に返却してください。
- ④ 受給者証が手元に届くまでに、自己負担された医療費のうち、承認期間内のものについては、保健福祉事務所で手続きをすれば支払われます。領収書を保管しておいてください。
- ⑤ 住所、氏名、医療保険、医療機関に変更が生じた場合は、1ヵ月以内に変更の申請をして下さい。
- ⑥ 市町村によって、見舞金が支給されます。受給者証が届きましたら、市町村役場の福祉担当課に確認をしてください。

以上、特定疾患医療給付について、御説明させていただきました。御不明な点がありましたら、いつでもソーシャルワーカーへお問い合わせ下さい。